

再 評 価 調 査 書

I 事業概要				
事業名	道路事業（道路改良事業）			
地区名	一般国道 155 号（信濃橋） <small>しなのばし</small>			
事業箇所	東海市養父町地内 <small>とうかい やぶ</small>			
事業のあらまし	<p>一般国道 155 号は、常滑市から弥富市に至る延長約 159km の路線であり、東名高速道路や東名阪自動車道などの高速道路を接続し、愛知県の中西部を環状する重要な路線である。また、第 1 次緊急輸送道路として位置付けられ、防災上重要な路線でもある。</p> <p>当該事業区間に架かる信濃橋は、東海市内における地域の主要道路に架かる橋梁であり、今後発生すると予想されている南海トラフ地震等の際には周辺の住民の避難経路となる路線である。</p> <p>このため、「地震・津波対策の強化」を主な目的として、2 級河川信濃川の河川改修事業に合わせ、昭和 8 年の架設から 80 年以上が経過している一般国道 155 号の信濃橋の架け替えを行い、橋梁の耐震性を確保し、地震被害の発生を防止することにより主要幹線道路のネットワーク強化を図るため、一般国道 155 号に架かる信濃橋の架け替えを実施するものである。</p>			
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・津波対策の強化 <p>【副次目標】</p> <p>—</p>			
計画変更の推移		事前評価時 (H25)	再評価時 (H29)	変動要因の分析
	事業期間	平成 25 年度～29 年度	平成 25 年度～32 年度	
	事業費（億円）	4.8	4.8	
	経費 内訳	工事費	3.9	3.9
		用補費	0.7	0.7
		その他	0.2	0.2
	事業内容	橋梁架け替え N=1 橋	橋梁架け替え N=1 橋	
II 評価				
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>本橋梁は昭和 8 年の架設から 80 年以上が経過しており、老朽化が著しく、また 2 級河川信濃川の河川改修事業に合わせ、計画的に橋梁の架け替えを実施する必要がある。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>現道の状況に変化はなく、依然として早期の橋梁の架け替えが必要である。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>事前評価時と現在の状況に変動要因はなく、引き続き整備の必要性がある。</p>		
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p>	
		<p>【理由】</p> <p>事業の必要性に変化はなく、引き続き整備の必要性がある。</p>		

②事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	【事業計画及び実績】					
			H25~28	H29	H30	H31	H32
	工種区分	調査・設計	←→				
		用地補償	←→				
		工事	←→				
	事業費(億円)	計画	4.4	3.1			
		実績	1.7				
		【進捗率】					
			これまでの計画に対する達成状況			全体進捗状況	
			計画【①】	実績【②】	達成率(%)【②÷①】	計画【③】	進捗率(%)【②÷③】
	延長(km)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	事業費(億円)	4.4	1.7	38.6	4.8	35.4	
	工事費	3.5	0.8	22.9	3.9	20.5	
	用補費	0.7	0.7	100.0	0.7	100.0	
	その他	0.2	0.2	100.0	0.2	100.0	
	※用地進捗率(面積ベース)は、100%						
	2) 未着手又は長期化の理由	・迂回路に必要な用地の交渉が難航したことにより、工事着手が遅れている。					
	3) 今後の事業進捗の見込み	【阻害要因】 ・地元自治体より早期整備が要望されており、大きな阻害要因はない。 【今後の見込み】 ・迂回路用地の買収が難航したことで、工事着手が遅れたが、平成28年度までに用地取得が出来、迂回路工事も平成29年6月に終えており、平成32年度までに整備が完了する予定である。					
	判定	A：事業は順調であり、計画通り確実な完成が見込まれる。 B：次のいずれか(該当する項目に「○印」を付ける) ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 <input checked="" type="radio"/> これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。事業は順調であり、計画通り確実な完成が見込まれる。					
		【理由】 ・事業が長期化しているが、用地取得も完了し、その後の工事も順調に進んでおり、平成32年度までに整備完了が見込まれるため。					
III 対応方針(案)							
	継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。					
IV 再評価実施の有無と主な評価内容							

■対象（事業完了後 年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

・ 橋梁の架け替えによる層構成、安全性の向上状況